

「後期高齢者医療制度」

平成20年4月1日から始まります



国の医療制度改革により、75歳以上の高齢者（65歳以上で一定の障がいがあり、制度に加入される方を含む）の医療は、財政基盤の安定化を主な目的として、従来の老人保健制度から、全市町村が加入する広域連合を運営主体とする後期高齢者医療制度で実施することになりました。

「三重県後期高齢者医療広域連合」が運営します

広域連合は県内のすべての市町が加入し、後期高齢者医療制度を運営する保険者となります。

75歳以上の方は、「後期高齢者医療制度」で医療を受けます

75歳以上の方は、平成20年3月までは国民健康保険や健康保険組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けていますが、平成20年4月からは「後期高齢者医療制度」の被保険者として医療を受けることとなります。

現在、健康保険組合などの被扶養者の人も後期高齢者医療制度に加入することになり、県内に住所がある75歳以上（生活保護を受給されている方は除く）のすべての方が被保険者になります。

被保険者になる人は、それまでの医療保険（国民健康保険・政府管掌健康保険・健康保険組合・船員保険・共済保険など）を脱退することになります。

また、制度施行後75歳になる方は満75歳の誕生日から資格を取得します。

被保険者証（保険証）は1人1枚交付します

老人保健制度から移行される方には、3月下旬に保険証を郵送します。

保険料の負担が必要になります

介護保険制度と同様にすべての被保険者一人ひとりに対して保険料を算定賦課します。

保険料の徴収は原則年金から天引きになります

- ・ 年額18万円以上の年金受給者の方は年金から天引き（特別徴収）になります。
- ・ 介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える方やその他の事情で特別徴収されない方は、口座振替などの方法で市に納めていただきます。（普通徴収）

保険料の軽減措置

- ・ 低所得世帯の方は、世帯の所得水準に応じて一定の軽減措置があります。
- ・ 後期高齢者医療制度に加入する直前に被用者保険（会社などに勤める人の医療保険など）の被扶養者だった方は新たに保険料負担が課されることから、激変緩和のため制度加入時から2年間は均等割を5割軽減し、所得割は課されません。

※平成20年度は、時限措置として4月から9月までの6カ月間の保険料は無料となり、10月から平成21年3月までの6カ月間は9割軽減された額となります。

保険料の減免措置

災害などにあった場合や生活困窮で保険料を納めることが困難な方は、一定基準に基づき申請による保険料減免措置があります。

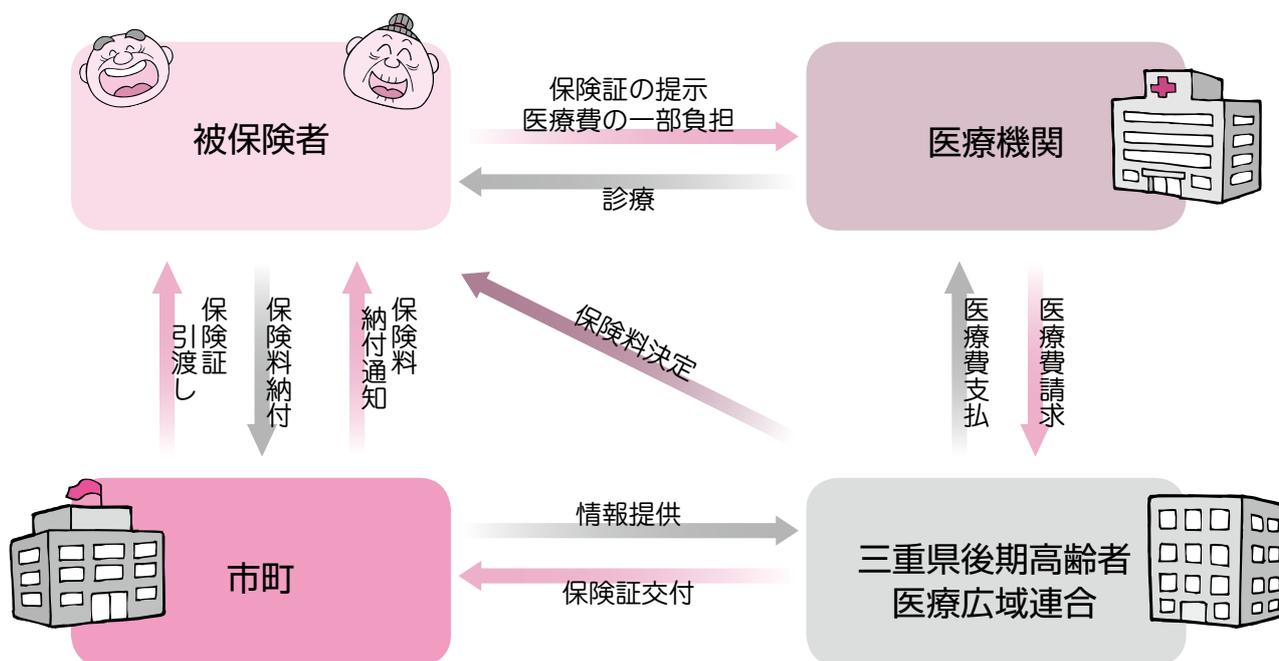
◆老人保健制度と後期高齢者医療制度との比較

項目	老人保健制度	後期高齢者医療制度 (H20.4.1 施行)
運営主体	市町村	→ 広域連合 (都道府県単位で全市町村加入)
対象者	75 歳以上 (65 歳以上で一定の障がいがあり制度に加入する人を含む)	⇒ 老人保健制度と同じ
加入形態	それぞれの医療保険に加入 保険証 市町村が行う老人保健医療を受ける 医療受給者証	→ 保険証 それまでの医療保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入 市町村で構成する広域連合が運営する保険制度
医療費の給付	療養の給付など	⇒ 老人保健制度と同じ
一部負担	1割負担 (現役並み所得者は3割)	⇒ 老人保健制度と同じ
保険料の負担	老人保健制度自体での保険料の負担はない (国民健康保険や社会保険など、それぞれの保険者へ保険料を納付する)	→ 被保険者は、広域連合が条例で定めた保険料率により算定した保険料を納付する

◆後期高齢者医療制度のながれ

都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が事務を行うことと定められ、三重県では「三重県後期高齢者医療広域連合」が事務を行います。広域連合では、財政運営、被保険者の資格認定・管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付などの事務を行います。

また、被保険者の皆さんに不便をおかけしないよう、市町では窓口事務 (各種届出・申請など) や保険料の徴収事務を行います。



♥保険料の計算方法（年額）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 5px;">均等割額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">36,758円</div>	+	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 5px;">所得割額</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(前年中の総所得金額 －基礎控除額33万円) ×所得割率6.79%</div>	=	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 5px;">保険料</div>
---	---	---	---	--



※所得割額の算定対象所得は、被保険者の「基礎控除後の総合所得金額など」を基準とします。
 ※均等割額と所得割率は原則県内均一で、三重県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに算定します。
 ※保険料の上限は50万円です。

♥低所得者軽減制度

低所得者については、世帯の所得水準に応じて**均等割額が軽減**されます。軽減割合は、同一世帯内の加入者および世帯主（加入者ではない方も含む）の合計所得金額により判定します。

※65歳以上の方の公的年金に係る所得については、その所得から15万円を差し引いて判定します。

軽減割合	同一世帯内の被保険者および世帯主の合計所得金額	軽減後の均等割額
7割	33万円以下の世帯	11,027円
5割	33万円＋（世帯主を除く被保険者数×24.5万円）以下の世帯	18,379円
2割	33万円＋（被保険者数×35万円）以下の世帯	29,406円

♥具体的な保険料額の例（年額）

【所得割の計算方法】

基礎年金受給者【基礎年金79万円】（1人世帯の場合）
 被保険者均等割 11,027円 + 所得割 なし = 11,027円
 （7割軽減）

年金所得 年金収入79万円－公的年金等控除額120万円
 = 0円 → 所得割なし

厚生年金の受給者【厚生年金201万円】（1人世帯の場合）
 被保険者均等割 29,406円 + 所得割 32,592円 = 61,998円
 （2割軽減）

年金所得 年金収入201万円－公的年金等控除額120万円
 = 81万円
 均等割軽減判定額 年金所得81万円－15万円 = 66万円
 2割軽減の33万円＋（1人×35万円） = 68万円以下
 所得割 （年金所得81万円－基礎控除額33万円）
 ×所得割率6.79% = 32,592円

厚生年金の受給者【厚生年金208万円】（1人世帯の場合）
 被保険者均等割 36,758円 + 所得割 37,345円 = 74,103円

年金所得 年金収入208万円－公的年金等控除額120万円
 = 88万円
 均等割軽減判定額 年金所得88万円－15万円 = 73万円
 所得割 （年金所得88万円－基礎控除額33万円）
 ×所得割率6.79% = 37,345円

自営業者の子ども（世帯主）と同居する者
【子：営業所得390万円、親：基礎年金79万円】
 被保険者均等割 36,758円 + 所得割 なし = 36,758円

年金所得 年金収入79万円－公的年金等控除額120万円
 = 0円 → 所得割なし
 均等割軽減判定額 営業所得390万円＋年金所得0円
 = 390万円

被用者の子どもと同居する者（被用者保険の被扶養者）
【子：政府管掌保険 給与所得390万円、親：基礎年金79万円】
 被保険者均等割 18,379円 + 所得割 なし = 18,379円
 （5割軽減）

年金所得 年金収入79万円－公的年金等控除額120万円
 = 0円 → 所得割なし
 均等割軽減判定額 給与所得390万円＋年金所得0円
 = 390万円

※制度加入時から2年間は均等割を5割軽減し、所得割は課されません。
 ※平成20年度の保険料については、4月～9月（6カ月間）は無料、10月～平成21年3月（6カ月間）は9割軽減され、**1,837円**となります。

♣普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※県政だよりみえ1月号に関連記事が掲載されています。併せてご覧ください。

※本紙3月1日号にも関連記事（給付関係など）を掲載する予定です。

【問い合わせ】

三重県後期高齢者医療広域連合 ☎059-221-6883・☎059-221-6883

FAX059-221-6881

本庁健康保険課医療助成係 ☎22-9660

城東中学校の校章・校歌(歌詞)を募集します!

伊賀市(上野地区)校区再編計画に基づく最初の再編校として、「府中・中瀬・三田・諏訪・北平野・服部町一丁目～三丁目」の各地区をその校区とする『城東中学校』が、いよいよ平成21年4月に開校します。

校舎位置は、古くから上野の穀倉地帯として知られる服部川と柘植川に挟まれた印代地区集落南側の田園地帯にあり、北は三田の山々、東に緑豊かな南宮山、西に上野城、また南方は、遙か布引・室生山地の眺望できます。

そこで、教育委員会および城東中学校設置準備委員会では、この新設校にふさわしい校章(シンボルマーク)と校歌(歌詞)を次のとおり募集します。

- **募集期間** 2月1日(金)～3月31日(月)
- **応募資格** 市内・市外を問わずどなたでも応募できますが、個人のみ可とします。
- **褒賞** 最優秀賞 校章・校歌各1点(副賞各30,000円)
優秀賞 校章・校歌各1点(副賞各10,000円)

▪ **作成条件**

【校章】

- ①城東中学校がイメージできる図案としてください。
- ②校旗などにも使えるよう3色程度のカラー作品としてください。
- ③応募には、白地のA4用紙を利用し、中央部(1辺10cm程度の正方形内)にデザインしてください。

【校歌(歌詞)】

- ①生徒の学校活動が感じられ、明るく希望を抱かせることや、校区内の特色や歴史が感じられ、地域にも親しみやすいものとなるよう配慮してください。
- ②A4用紙に横書きで歌詞を書いてください。
- ③歌詞は、2番または3番までとし、漢字には「ふりがな」を付けてください。

▪ **留意事項**

- ①デザインもしくは歌詞に込めた意味や製作意図をA4別紙に200字以内で記入して同封してください。
- ②上記意図説明書に住所、氏名、年齢、電話番号を記入してください。
- ③作品は、自作未発表のもので、他の模倣でないものに限りです。
- ④応募点数に制限はありませんが、用紙1枚に1点としてください。
- ⑤採用作品の著作権は、伊賀市教育委員会に帰属します。
- ⑥応募作品および付随資料は、原則として返還しません。
- ⑦応募に要する経費は、応募者のご負担となります。
- ⑧採用作品は、原作の一部を変更することがあります。
- ⑨作品は、郵送または持参でご応募ください。

▪ **審査**

審査選考の上、平成20年6月末頃に決定の予定です。
発表は、直接本人に連絡するほか、市教育委員会ホームページ(伊賀市学校教育ネットワーク・<http://www.iga.ed.jp/>)に掲載します。

▪ **応募先・問い合わせ**

〒518-8501 伊賀市上野丸之内116番地
伊賀市教育委員会 教育総務課 校章・校歌公募係
☎ 22-9675 / FAX 22-9691 / ✉ kyoui-soumu@city.iga.lg.jp



(完成イメージ図)



■ **可燃ごみ収集状況の推移(指定ごみ袋制度導入による比較)** 平成19年12月末現在 単位: kg

	前月までの累計	12月	累計
制度導入前(平成18年)	16,946,460	1,622,620	18,569,080
制度導入後(平成19年)	15,925,110	1,457,550	17,382,660
差引 (増減率)	△1,021,350 (△6.03%)	△165,070 (△10.17%)	△1,186,420 (△6.39%)